

○播磨町環境の保全と創造に関する条例施行規則に規定する緑化基準に代えて適用すべき
緑化基準

令和5年4月1日基準

播磨町環境の保全と創造に関する条例施行規則に規定する緑化基準に代えて適用
すべき緑化基準

(趣旨)

第1条 この基準は、環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号。以下「規則」という。）第42条の2の2及び第42条の2の3の規定に基づき、播磨町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成28年条例第12号。以下、「播磨町地域経済牽引事業促進法準則条例」という。）又は播磨町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（令和2年条例第1号。以下、「播磨町工場立地法準則条例」という。）が適用される区域において、規則第42条第1項又は第42条の2第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準による用語の意義は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の例による。

(緑化基準)

第3条 規則第42条の2の2の規定に基づき、播磨町工場立地法準則条例第3条が適用される区域（次条に規定する区域を除く。）において、規則第42条第1項又は第42条の2第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、別表第1のとおりとする。

(特例緑化基準)

第4条 規則第42条の2の3の規定に基づき、播磨町地域経済牽引事業促進法準則条例第3条が適用される区域において、規則第42条第1項又は第42条の2第1項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、別表第2のとおりとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日より適用する。

別表第1（第3条関係）

1 工場等の敷地における緑地の面積

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域の区域（以下「第三種区域」という。）	100分の5以上

(2) 既設の場合

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合
----	------------------

第三種区域	100分の5以上
-------	----------

2 市街化区域内の建築物の敷地における緑地の面積

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合	
	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	既存の建築物の敷地の場合
第三種区域	100分の12.5以上	100分の5以上

別表第2（第4条関係）

1 工場等の敷地における緑地の面積の特例

（1）新設の場合又は敷地面積の増加の場合

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合
播磨町地域経済牽引事業促進法準則条例第3条の対象区域 （以下「工場立地特例対象区域」という。）	100分の1以上

（2）既設の場合

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合
工場立地特例対象区域	100分の1以上

2 市街化区域内の建築物の敷地における緑地の面積の特例

区域	緑地の面積の空地面積に対する割合	
	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	既存の建築物の敷地の場合
工場立地特例対象区域	100分の2.5以上	100分の1以上